

入札公告

次のとおり一般競争入札（郵送入札）に付します。

令和 7年 1月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

中土木事務所ビル職員研修室における自動販売機設置に係る名古屋市有地及び建物の一時貸付

(2) 物件の表示

別表のとおり

(3) 用途の指定

入札案内書の定めるところにより、自動販売機の設置のために使用しなければならない。

(4) 当初貸付期間

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

(5) 更新期間の限度

令和8年4月1日から 4年を限度に、1年を単位として更新できるものとする。

（最大 令和12年 3月31日まで）

2 競争入札参加資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の 3に規定する公有財産に関する事務に従事する者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4第 1項各号に規定する者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3年（自動販売機設置に伴う名古屋市有地及び建物の一時貸付入札に参加し、落札決定後に正当な理由がなく契約を締結しなかった者については 3か月）を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年 3月 5日付け15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがな

されている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）

(5) 公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者

(6) 公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う公有財産の売払い・貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年 2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けている者

3 契約条項を示す場所、入札案内書の配布期間等

契約条項は、入札案内書において示すものとし、入札案内書は次の各号に掲げる期間及び場所において配布するものとする。

(1) 配布期間

令和 7年 1月31日（金）から令和 7年 2月14日（金）

(2) 配布場所

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード

<https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000182759.html>

4 入札参加申込受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留郵便）による。

(2) 受付期間

令和 7年 1月31日（金）から令和 7年 2月14日（金）午後 5時まで（必着）

(3) 提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市総務局職員部人事課

電話 052-972-2125

(4) 必要書類

ア 入札参加申請書

イ 個人の場合 住民票の写し 1通

法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 1通

いずれも発行後 3か月以内のものとし、連名の場合は連名者全員のものとする。

ウ 法人役員に関する調書（ただし法人の場合のみとする。）

エ 本公告の日から過去 3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等のコピー、民間施設の場合は契約書等のコピー）

5 入札書の郵送方法、到達期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送（書留又は簡易書留郵便）による。

(2) 入札期間

入札参加書到達から令和 7年 3月12日（水）午後 5時まで（必着）

(3) 提出先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市総務局職員部人事課
電話 052-972-2125

6 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 7年 3月13日（木）午前10時

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
西庁舎12階 市長部局入札室

7 落札者の決定方法

最低貸付価格（月額）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

8 その他

(1) 最低貸付価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）で定める。

(2) 入札保証金に関する事項

本入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、最低貸付価格に対応する額の入札保証金を、入札前に納付しなければならない。

ただし、本公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機（清涼飲料水）を設置した実績がわかる書類を提出した場合は、入札保

証金の納付を免除する。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結と同時に契約保証金として貸付月額（入札金額）の 6か月分を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札案内書に記載するものとする。

別表

物件番号	種類	施設名称	設置場所	台数 (台)	最低貸付価格 (月額・円)
総務-1	清涼 飲料水	中土木事務所 ビル	職員研修室 9階フロア内	1	900